

消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定書

平成 29 年 12 月 22 日付けで、長崎県商工会連合会と長崎県、長崎県市長会、長崎県町村会が締結した「消防団活動の充実強化に向けた支援に関する基本協定」に基づき、雲仙市商工会（以下「甲」という。）と雲仙市（以下「乙」という。）は、下記のとおり、消防団の具体的な支援について協定を締結し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（目的）

第 1 条 甲と乙は、雲仙市の消防団活動の充実強化を図り、もって、市民の安全・安心の確保に資するため、本協定書を締結する。

（甲の取り組み）

第 2 条 甲は、消防団活動の充実強化のため、甲に属する会員（以下「会員」という。）が、次に掲げる事項に取り組むよう努める。

- 1 会員の従業員に消防団への加入について呼びかける。
- 2 会員の従業員から消防団に入団したい旨の申し出があった場合に、入団について、できる限り配慮する。
- 3 消防団に入団している従業員に対して、消防団活動が円滑に行われるよう、勤務の免除やボランティア休暇の活用など、できる限り配慮すること。
- 4 防災や防火、消防団活動支援のためのポスターの掲示、パンフレットの設置について、乙や消防団から協力要請があった場合に、できる限り協力すること。
- 5 消防団活動の支援のため、広報媒体の活用や広報する機会の提供について、協力依頼があった場合に、できる限り協力すること。
- 6 乙が実施する防災や防火、救急救命行事については、積極的に参加すること。
- 7 公益財団法人長崎県消防協会や公益財団法人日本消防協会が実施する「消防団応援の店の登録」については、乙や消防団から依頼があった場合に、できる限り協力すること。
- 8 会員における従業員の採用にあたって、消防団活動の実績について、市町長等による証明書が提出された場合に、その職に必要な能力及び適性を判断するための参考とすること。
- 9 その他、消防団活動への支援に関すること。

（乙の取り組み）

第 3 条 乙は、会員による消防団への支援活動が積極的に行われるよう、次に掲げる事項に取り組むよう努める。

- 1 消防団協力事業所として公表すること。
- 2 顕著な功績が認められた会員を表彰すること。
- 3 その他、会員による消防団活動への支援に資するための必要な措置を講じること。

(意見交換)

第4条 甲と乙は、消防団への支援活動が円滑に行われるよう、定期的に意見交換に努める。

(有効期間)

第5条 この協定は、協定書締結日後、1年間とし、甲と乙のいずれかから、特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 2月 4日

甲 雲仙市愛野町乙555番地1
雲仙市商工会 会長 宅島 壽雄

乙 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市長 金澤 秀三郎